

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052011		G03	z09001	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答があるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が資本金が5億円を超える株式会社(会社法第2条第6号)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。 一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的な需要は広まりつつある。 したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることとなるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続
5071	5071005		G03	z09001	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答があるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用組合中央協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等とその範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等とその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁		
5031	5031012		G03	z09001	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に依り平成18年度中の検討を行われると共に、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	都銀懇話会	12	A	コミットメントラインの対象企業の拡大	・コミットメントライン(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)	・コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一掃に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位適用は問題とならず、コミットメントライン契約を可能とすることで、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省		
5057	5057129		G03	z09001	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に依り平成18年度中の検討を行われると共に、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい。	(社)日本経済団体連合会	129	A	コミットメント契約適用対象先の拡大	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等とその範囲に含めるべきである。	コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化・効率化のニーズに対応できていない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の適用が発生するとは考えられず、コミットメントライン契約の適用することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。	特定融資枠契約に関する法律第2条	法務省 金融庁	資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等にはコミットメントライン契約による融資が認められていない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053010		G08	Z09002	金融庁 法務省		金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	C		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。		いわず「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、過信連職年信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づき(本人確認義務が免除されている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき(本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日に於ける当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき(本人確認手続きが必要となる。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁、法務省等			
5057	5057157		G08	Z09002	金融庁 法務省		金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律	C		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。		いわず「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	(社)日本経済団体連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規)	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁 法務省	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、過信連職年信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づき(本人確認義務が免除されている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき(本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日に於ける当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき(本人確認手続きが必要となる。		
5031	5031017		G09	Z09003	法務省		債権管理回収業に関する特別措置法第1条第1項	b		債権回収会社を取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。		引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービス各社の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。	都銀懇話会	17	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のオートマタ化)が一層促進される。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	法務省			
5057	5057131		G09	Z09003	法務省		債権管理回収業に関する特別措置法第1条第1項	b		債権回収会社を取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。		引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービス各社の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。	(社)日本経済団体連合会	131	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	サービス法第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加えることにより、2006年度中に検討するとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。	ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるようになれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化(オートマタ化)が一層促進される。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加えることにより、2006年度中に検討するとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省	「債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債権等が限定されており、ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5002	5002001			z09004	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七條第二項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件	日系人は、告示に基づき'定住者'の在留資格をもって在留することとされている。	C		外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、'生活者としての外国人問題'が検討されているところであり、現に生じている問題が解消されない限り、受入れの拡大の検討は困難である。			シグマグループ株式会社シグマテック株式会社シグママフェリス)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定して定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学習(日本語研修センター)での日本語教育の機会が、日本在住の一部の4世等(未成年時)の親との期間での入国には実質的認められてはいる規模だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し3世と同等の地位を付与することを強く求める。		入管法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の両親に寄託して来日しているが、帰国時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。
5011	5011001			z09005	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第73条第8項、第1項、土地家屋調査士法第3条第1項、第1号、第3号、第6号、第8条第1項、第73条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には刑罰が科される。 土地家屋調査士会に入会していない土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でない者は、不動産の表示に関する登記の手続について代理することができない。なお、違反者には刑罰が科される。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。'法務省は'専門的能力・権利の保全・登記事務の適正な運営、というが、これは利用する国民側ではなく、規制する側の論理に過ぎない。利用者(国民)の利便と負担軽減という観点が決定的に欠如している。各士業の存在意義は、専門的な知見を有していることであり、国民に良質なサービス(報酬額や処理日数の低減)を提供する資格者は必ずと国民から信頼を得ることができるが、それは資格者間の自由なサービス競争(付随業務の相互容認)と資格者自身の切磋琢磨によるべき事項であって、貴省や業界が主導するのではなく、国民自らの責任による選択に任されるべきである。登記手続等は登記の素人たる国民からの本人申請が許容される。高度な法律知識が要求されるといふ専門的能力を論ずるのなら、一般国民が行う本人申請を制限しなくてはならない。しかし、一般国民による本人申請が許容されている程度なのであるから、一般国民よりも法的素養があり、且つ守秘義務や罰則規定がある他の資格者が行う、主たる業務に付随した場合に限定した登記申請代理までもを制限する合理的な理由は無い。従来、ただし、正当な業務に付随して行う場合において、とする除外規定があった。これは、拡大解釈を防ぐため、また正当な業務に付随して行う場合は、規定するまでもなく当然許されることであるとして削除された歴史的経緯があるが、現在でもこの'正当な業務に付随する場合は'、という解釈は有効である。当協議会の要望も、登記手続だけの単独受託や、複雑な登記手続きまでも他の資格者に開放せよとしているのではなく、あくまでも、他資格者が受託した正当な(主たる)業務に付随する場合に限り、登記手続の許容を要しているのである。安易な登記手続まで、業法によって刑罰まで設け	国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続等に関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合、税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接)に関連する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合に要する具体的な、各士業の業務制限事項に留意を付加する。但し、士、士、士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の土業(開拓法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼条件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられる現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に要する具体的な、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第69条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海客代理士法第17条	経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省			
5012	5012001			z09006	法務省	戸籍法第49条	出生届の届出期間は戸籍法第49条により子の子の出生した日から起算して14日以内と法定されている。	C		子の子の出生は権利義務の主体の発生であることから、可能な限り、速やかに戸籍に記載して明らかにする必要があり、かつ、国内における出生届は14日十分以内と法定されているため認められない。			鳥取県倉吉市	1	A	出生届の届出期間延長について	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第49条(出生届)の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3ヶ月以内)にこれをしなければならない、これを28日(4週間)延長していただきたい。	*14日を過ぎた出生届は、戸籍法規則第65条により所管職務裁判所に戸籍届出経過通知をすることとなっているが、これが延長される。 *14日を延長することにより、産後の肥立ちが良ければ夫婦同伴や母での届出がより可能となる。	出生届届出者は父または母、同居者、出生に立ち会った医師、助産師、親族、知人でも届出可能だが、出来るものなら夫婦一掃や、産後の肥立ちが良ければ母にもあてたいが、届出は、実質的届出者は父が中心でそれ以外は同居者、また届出日は命名のこともあろうかと思うが後半の届出が多いのが実情です。母が同様の権利を行使するために、期間を延長し、選択の幅をもたすことは必要と考えます。	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)	法務省民事局	
5026	5026001			z09007	法務省	司法書士法第3条第1項第1号、第5号、第73条第1項、第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には刑罰が科される。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。'特許権、実用新案権、意匠権、商標権の所有権移転に関する特許庁への登録申請手続については、近年の弁理士法第73条の改正により、相続を原因とするものに限らず、弁理士の法と業務から開放されたことである。一方で、所有権移転に関する不動産登記申請については、相続を原因とする所有権移転に限った開放であっても、一切認められないと法務省は回答している。この点について、法務省の回答に合理的な理由は見当たらない。また、'登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求される。から認められない'の回答であるが、これは高水準業務を含む登記手続全般にわたる回答である。相続を原因とする申請に限定するのであれば、遺産分割協議書等の添付書類はすでに行政書士により適法に作成されているのであるから、行政書士に対する登記手続の研修により問題は解決できると考えられる。上記の2点について、出来ない回答するのであれば、特許庁で認められて法務省に認められない具体的な理由、および、研修で補えないとする具体的な理由をそれぞれ示すべきである。なお、行政書士法第13条の2には、'行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。'と定められており、すでに相続に関する研修については組織的に行われているところである。'	個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方裁判所に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、権利がある本人申請又は本人行政書士に依頼している。依頼者は、一度の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられる。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受容することが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して多大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	法務省			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5026	5026002			z09008	法務省	弁護士法第72条・77条第3号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の代理等の法律事件に関する法律事務を取り扱うことは罰則が科される。	c	1	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。 行政書士については、上記のような法律専門家としての能力的・倫理的担保が図られていないから、示談交渉のような法律事件に関する法律事務を行政書士に行わせることは、弁護士法第72条の趣旨に照らし、相当でない。		要望者からの次の意見に対し回答願いたい。'弁護士は示談交渉で終わらせるよりも、訴訟になった方が儲かる職業である。それに対して、行政書士は訴訟になると儲からない職業である。したがって、行政書士に示談交渉を認めることで、訴訟とならずに済む件数は飛躍的に増えたと考えられる。なお、行政書士会連合会は倫理規定を設けており、行政書士による犯罪の発生率が、弁護士よりも低いといったデータや、弁護士よりも必要な犯罪を犯しているといったデータは無い。行政書士に示談交渉をするだけの倫理が無いと回答するのであれば、その根拠となるデータを示すべきである。また、行政書士には、示談書などの契約書を作成することのみならず、行政書士法1条の3により、'代理人として作成をすること、をも業とすることが法律上認められている。したがって、行政書士法を所管しない法務省が、総務省に相談もしないまま、行政書士に法的能力が乏しいと回答することは、根拠の無い回答と言わざるを得ない。初めから全国一律に開放することが困難であれば、構造改革特区制度を利用して、試験的に行政書士に示談交渉を認め、データを取ってみてはどうか。そもそも、弁護士法第72条は三百代官を取り締まる規定であり、行政書士までを三百代官と見做る目的で定められた法律でないことは、国会議事録からも明らかである。'	個人	2	A	示談交渉の行政書士への開放	弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。		交通事故損害額算定書の作成やクーリング・オフの通知、その他、和解契約書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、一定の義務として迅速かつ廉価を望む中、制約があるため煩雑さと負担を強いられる。また、現実には、弁護士に依頼する費用よりも少額の事件も多数存在し、泣き寝入りをしているケースも見受けられる。示談交渉の代理を行政書士が行えるようにすることで、依頼者は国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。さらに、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に交通事故損害額算定等は作成されているため、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条は三百代官を防ぐためのものであるが、行政書士を三百代官として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。	弁護士法第72条	法務省	
5031	5031014			z09009	金融庁、法務省	民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-	1	法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特別措置に関する所管府省による検討に協力を行う。	本件要望は、私人間における債権譲渡一般についての現直しては、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限定した特別措置の検討を求めるところであるから、当該業者を所管する省庁に検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。	要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、'措置の分類'について回答されるとともに、検討スケジュールを示されたい。 '措置の分類'の回答、並びに検討スケジュールの明示をお願いしたい。	都銀懇話会	14	A	債権譲渡禁止特約の対外効の制限	・ 売掛債権等の一定の種類の名債権に限定し、かつ'信託業法、又は'金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、に基づき(信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は 特定目的会社及び'証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令)に定める有価証券を発行する法人並びにこれに準する外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除外)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう'債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律、を一部改正。 ・ 民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律を例えれば'債権譲渡に関する民法の特例に関する法律、に改める)		・ そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債権者を過剰な取立てなどの権利行使から保護することが重要であると見られていたが、譲受人が信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・ 現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の権利保護を妨げる要因となっている弊害が多量に生じられるべきである。一方で譲渡禁止特約債権も、最高裁判例で既に差押え及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広い(原債権者の資金調達のために活用されるべき)ことにより、我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができると考えられる。	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁、法務省	
5039	5039001			z09010	警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条、第22条	在留資格の変更及び在留期間の更新については、法務大臣が適当と認めるときに限り、許可される。 ・ 永住の許可については、法務大臣が、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。	c	1	外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、国内に合法的に在留する外国人に対し、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務の履行、学齢期の子どもの教育を行わせることともに、これら外国人への日本語教育を強化する観点から、在留期間の更新時に居住地域や社会保険への加入状況を含めた公的義務の履行状況を確認することのほか、被保険者に対する制度の周知や事業者に対する指導の強化等による社会保険加入の推進等を含む多くの方策について検討されているところであることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)を再検討いただきたい。 '平成18年7月31日「規制改革・民間開放の推進」のための重点検討事項に関する中間答申が、規制改革・民間開放推進会議から発表された。この中に、在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等が盛り込まれており、その内容は本要望とほぼ一致する。'本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではないとのご回答であるが、その後公表された上記中間答申の内容を踏まえ、'措置の分類'を(「全国規模で対応不可」から「全国規模で検討」に変更していただくことを希望する。)	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに'永住者、の在留資格への変更は、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもの教育確保がなされていること、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに'永住者、への在留資格の変更又は在留期間の更新並びに'永住者、への在留資格の変更は、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就労や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就労の機会を、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		[規制の現状]在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が'永住者、の在留資格への変更、特別永住者を除く(を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国民の納付証明書の提出が義務づけられている。)	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政課、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部科学省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省自治行政局		
5039	5039003			z09011	警察庁、法務省、外務省	なし	ブラジル連邦共和国との間に'犯罪人引渡条約、及び'代理処罰制度、について現在まで規定はされていない。	b	1	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴訟を実現することを目的とした日-ブラジル政府間協議の場を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側との調整を行う。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。 '本要望に対する、政府における迅速な取り組みに感謝する。現在のブラジル連邦共和国政府との調整の進捗状況等について、現時点で明らかにできるものがあればお教えいただきたい。'	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、'犯罪人引渡し条約、の締結による引渡しや司法共助による代理処罰等と厳正な対応を講ずること。		現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、'犯罪人引渡し条約、がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまつと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰を待たない。そのため、交通事件や殺人事件の容疑者が逃亡内閣に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない。外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条	警察庁長官官房国際部・刑務局、警備局、法務省刑事局、外務省中南米局		



要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5052	5052013	1		z09016	金融庁 法務省		コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクト・ファイナンスに關する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないため、プロジェクト・ファイナンスを利息制限法及び出資法の適用除外とすることについては慎重に検討する必要がある。		確かにプロジェクトファイナンスに關する当事者が高度な金融知識を有しているという保証はないが、一般的にプロジェクトファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大企業又は資本金3億円を超える株式会社が、自らのバランスシートから対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人としている場合が多い。この場合、実質的な当事者は当該適用除外先である親会社となる。よって、例えば、「借入人が特別目的会社であり、その議決権の過半数を、かかる適用除外先である親会社が有している場合に限り、等の限定条件をつけて、適用除外としていただきたい。資産流動化のための特定目的会社が適用除外とされているのも、同様の考え方にたつてのことと考えられる。改めて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	'特定融資枠契約に関する法律、に関する規制緩和について	プロジェクト・ファイナンスは当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資形態であり、親企業の「バランスシート」から切り離すためにSPCを設立するが、契約交渉に登場するのは高度な金融知識を有する株主企業の担当者であることから、利息制限法及び出資法の適用除外対象とする。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規
5052	5052013	2		z09017	法務省		【 について】 普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とするについては、制度の現状として記したとおり、現行法上可能であり、これに対する民事上の規制が存在するわけではない。また、その対抗要件に關しても、設定当初に対抗要件を具備すれば設定後に残高が変動してもその効力が及ぶという考え方(要請内容に沿った考え方)が学説上一般的であり、これに対する有力な反対論があるとは承知していない。したがって、現時点において要望理由に記されているような立法措置を講ずべき必要性は高くないと認識しており、引き続き、民事基本法を所管する立場から、判例・実務の動向を注視してまいりたい。	【 について】 普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とするについては、制度の現状として記したとおり、現行法上可能であり、これに対する民事上の規制が存在するわけではない。また、その対抗要件に關しても、設定当初に対抗要件を具備すれば設定後に残高が変動してもその効力が及ぶという考え方(要請内容に沿った考え方)が学説上一般的であり、これに対する有力な反対論があるとは承知していない。したがって、現時点において要望理由に記されているような立法措置を講ずべき必要性は高くないと認識しており、引き続き、民事基本法を所管する立場から、判例・実務の動向を注視してまいりたい。	【 について】 将来発生する債権の譲渡の有効性に関する判例(最高裁判平成11年1月29日判決)は、契約内容が公序良俗に反するなどの特殊例外的な場合に限りて債権譲渡の効力を否定すべき旨を判示しており、その有効性を広く認めると評されている。この判例にいう公序良俗に反するか否かは、個別具体的な事案ごとに様々な事情を考慮して判断すべきものであり、これを立法措置によって一律に定めることは極めて困難である。また、あえて債権の発生すべき期間のみを基準とする有効性の要件を法定するとすれば、むしろ債権譲渡の効力を制限することになりかねないため、慎重な検討を要する。		社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	流動性預金担保設定の適格性の明確化等について	融資金融機関は、SPCの普通預金口座(プロジェクト口座)に対し担保権を設定することとなるが、預入れと払戻しが反復・継続的に行われ残高が変動する流動性預金について担保としての適格性が問題となっているほか、対抗要件についても、設定当初に具備した対抗要件が変動後の預金残高に引継ぎ完全な効力を有するか等、法的確実性の点で問題が残っていることから、プロジェクト・ファイナンスに関する流動性預金の担保としての適格性および対抗要件の具備に關する有効成立要件について、立法措置等により明確化する。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規		
5057	5057023	1 1		z09018	警察庁 法務省 厚生労働省		研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	c		研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていくこととしているが、研修生・技能実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。		'経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006。(平成18年7月7日閣議決定)における、「研修・技能実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくことと共に、措置の分類をa(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することについて再検討願いたい。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要との点に關しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において定められている「実務研修中の法的保護の在り方」及び「外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備」との事項の検討状況をお示しいただきたい。	社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し -1	グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・新陳代謝に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期にわたり研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えている(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった。同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、適用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。		
5057	5057023	1 2		z09019	警察庁 法務省 厚生労働省		在留資格「研修」の在留期間は、最長1年とされている。	c		研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていくこととしているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要であると考えられる。		'経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006。(平成18年7月7日閣議決定)における、「研修・技能実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくことと共に、措置の分類をa(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することについて再検討願いたい。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要との点に關しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において定められている「実務研修中の法的保護の在り方」及び「外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備」との事項の検討状況をお示しいただきたい。	社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し -2	研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	2		z09020	警察庁 法務省	出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技能実習制度は、事前に提出する研修計画に基づき一定の期間行われる研修により修得した技術、技能等の評価を行い、一定の水準に達している等の要件を満たした場合に、はじめて、技能実習に移行することが可能となるものであり、単に研修期間を短縮することはできない。また、我が国への入国前の技術、技能等のレベルをどのように評価するのか、その詳細も不明である。		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)における、「研修・技能実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくと共に、措置の分類をc(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することについて再検討願いたい。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていければ、研修期間を短縮し、技能実習期間を長くする(例えば研修半年、実務研修2年)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。		出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準等に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、生活実費として研修手当を支給し、2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種(14作業)に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	3		z09021	警察庁 法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令	研修・技能実習制度は、技術等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国の経済発展を担うづくりに協力することを目的としている。	C		研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本国内で生かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものである。また、高度な技能等を修得したことをどのように評価・判断するのかについても不明である。		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)における、「研修・技能実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくと共に、措置の分類をc(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することについて再検討願いたい。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習生の引き継ぎの存在を希望するところが少ない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。		出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準等に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、生活実費として研修手当を支給し、2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種(14作業)に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	4		z09022	警察庁 法務省	出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令	受入れ機関に受け入れられる研修生の人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。	C		研修制度については、関係省庁とも連携して受入れ人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)における、「研修・技能実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくと共に、措置の分類をc(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することについて再検討願いたい。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要との点に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において定められている「実務研修中の法的保護の在り方」及び「外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備」との事項の検討状況をお示しいただきたい。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独での受け入れ、過去数年にわたる不正行為等な適正な運営を行っている企業の受け入れなど)のもと、受け入れ人数を緩和・拡大すべきである。		出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準等に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、生活実費として研修手当を支給し、2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種(14作業)に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	5		z09023	警察庁 法務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令	技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	d	-	技能実習の対象職種については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出し国のニーズに合致できるものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。		技能実習の対象職種の見直し・拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等が高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し			出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準等に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、生活実費として研修手当を支給し、2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種(14作業)に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5057	5057082			z09024	法務省	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の変更については、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うものに限る。区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。そして、このような著しい変更を伴わない共用部分の変更については、区分所有法第18条第1項の「共用部分の管理に関する事項」として、同法第39条第1項により、区分所有者及び議決権の過半数で決すことが可能である。	d	この共用部分の形状又は効用の著しい変更、に該当するかどうかは、変更を加える箇所及び範囲、変更の態様及び程度等を総合して、個別・具体的に判断されるものであるから、法令の規定によりその明確化を図ることは困難である。しかしながら、本要望にある、店舗のリニューアル等でファザード部分に変更を加える改修工事は、人的・物的・経済的コストも高くなるが、通常は、建物の基本的構造部分を取り壊すなどの著しい加工を伴うものではないことから、共用部分の形状等の著しい変更にとらわず、現行法の下において、過半数の決議によって実施可能であると考えられる。	区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うものに限る。区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。		(社)日本経済団体連合会	82	A	複合分譲マンションにおける商業店舗の改修工事の要件緩和	通達等を出し、「形状又は効用の著しい変更」の定義を明確化すべきである。特に、店舗のリニューアル等でファザード部分等に変更を加える場合、どのような変更が「形状又は効用の著しい変更」に該当するかについて明示すべきである。			区分所有者及び議決権の各4分の3以上の議決が要求される。その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。この規定は、その解釈をめぐり意見の対立を生む場合が多い。このため、ファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造には影響を与えないものでも、外壁を構成するたの点に留意し、形状又は効用の著しい変更の定義が不明確なため、共用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分の3以上の同意が必要とされ、手回取ることが多い。商業店舗は競争激化に伴い、外壁等へのメンテナンスの要望は多く、改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定の明確化により商業店舗のリニューアルが容易となり、店舗営業の活性化を図ることが可能となる。	建物の区分所有等に関する法律第17条は、建物の共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要としている。この点に留意し、形状又は効用の著しい変更の定義が不明確なため、共用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分の3以上の同意が必要とされ、手回取ることが多い。商業店舗は競争激化に伴い、外壁等へのメンテナンスの要望は多く、改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定の明確化により商業店舗のリニューアルが容易となり、店舗営業の活性化を図ることが可能となる。	建物の区分所有等に関する法律第4条、第17条	法務省民事局 参事官室	建物の区分所有等に関する法律第17条は、建物の共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要としている。この点に留意し、形状又は効用の著しい変更の定義が不明確なため、共用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分の3以上の同意が必要とされ、手回取ることが多い。商業店舗は競争激化に伴い、外壁等へのメンテナンスの要望は多く、改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定の明確化により商業店舗のリニューアルが容易となり、店舗営業の活性化を図ることが可能となる。
5057	5057083			z09025	法務省	建物の区分所有に関する法律第17条、31条、39条、62条	区分所有建物の建替えについては、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数による集会の決議で決すものとされている。規約の設定、変更及び廃止、共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)については、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決すものとされている。	c	区分所有法は、その決議要件の多くについて頭数要件と議決権要件とを併存させている。これは、区分所有関係は、建物敷地等の共同所有関係であると同時に、共同利用関係であり、後者の観点からは、各区分所有者がそれぞれ同じ大きさの議決権を有することとして、小さな共有持分しか有しない区分所有者の意見をも管理に反映させることが相当であると考えられることによる。また、区分所有法は、一の区分所有者が多数の専有部分を所有し、残りの専有部分を多数の区分所有者が所有するようケース(本要望にあるケースである。)で出ている不都合(本要望)を併せて、共用部分の重大な変更に関する決議等については、特に規約で頭数要件を過半数にまで減らすことを許容している(同法第17条第1項ただし書、第21条)。	区分所有法が前提としている所有形態は、概ね各区分所有者の共有持分割合が概ね均一なマンションである。マンションでは各区分所有者の共有持分割合がほぼ均一であるため、頭数を要件とするにも合理性を認められるが、オフィスビルや商業ビルは持分が一定の者に偏っているケースが多いため、現行の区分所有法の決議要件は馴染まない。オフィス系は賃貸に供しているケースが多く、建物全体の価値を保全する施策を速やかに講じる必要性が、住居系に比べて高い。少数権利者の反対によって、持分の殆どを有する大権利者が著しい不利益を被ることになることとなっている。以上より、オフィスや商業施設の非居住用用途の建物については規約によって頭数要件の削除が認められるようにすべきである。居住用、非居住用の用途の判定方法は、事業用借地権(借地借家法第24条)や定期借家制度(同法第38条)を参考とする。	区分所有法は、その決議要件の多くについて頭数要件と議決権要件とを併存させている。これは、区分所有関係は、建物敷地等の共同所有関係であると同時に、共同利用関係であり、後者の観点からは、各区分所有者がそれぞれ同じ大きさの議決権を有することとして、小さな共有持分しか有しない区分所有者の意見をも管理に反映させることが相当であると考えられることによる。また、区分所有法は、一の区分所有者が多数の専有部分を所有し、残りの専有部分を多数の区分所有者が所有するようケース(本要望にあるケースである。)で出ている不都合(本要望)を併せて、共用部分の重大な変更に関する決議等については、特に規約で頭数要件を過半数にまで減らすことを許容している(同法第17条第1項ただし書、第21条)。		(社)日本経済団体連合会	83	A	区分所有法における決議要件の緩和(新規)	建物の主要用途に、組合総会の決議要件を定めるべきである。例えば、居住用は現行のままとしても、商業用・オフィス用については頭数要件を削除して議決権要件のみとする等の措置とすべきである。また、規約で別段の定めができる範囲を広げるべきである。			建物の区分所有に関する法律第17条、31条、39条、62条	法務省民事局 参事官室	区分所有建物は用途(居住用、商業用、オフィス用)に關係なく、管理組合総会の決議要件が一律以下のものである。一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1-2名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現行の制度によりは、大規模改修工事を実施する際に、決議要件が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有している大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある(例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが1割以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替についても該当する。特に上記不都合は、築数十年の老朽化したビルにおいて顕著であり、また、このような区分所有ビルでは建築規約が存在しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。	区分所有建物は用途(居住用、商業用、オフィス用)に關係なく、管理組合総会の決議要件が一律以下のものである。一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1-2名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現行の制度によりは、大規模改修工事を実施する際に、決議要件が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有している大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある(例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが1割以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替についても該当する。特に上記不都合は、築数十年の老朽化したビルにおいて顕著であり、また、このような区分所有ビルでは建築規約が存在しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。
5057	5057086			z09026	法務省	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法第3条、借地借家法第38条、2項、借地借家法第36条、5項	定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約については、当事者の合意に基づき(定期借家契約への切替が、当分の間、禁止されている。定期借家契約を締結する際には、借主は、あらかじめ、借主に対し、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付した後に、この説明をしなければならず、この説明をなかった場合には契約の更新がないとする特約は無効となる。床面積が10平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、借主に中途解約が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。	b	本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員により、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っていることである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行った上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。	本要望については、貴省として、定期借家制度について、良質な住宅ストックへの更新の観点からも、検討すべきであると考え、住宅用途であっても、借主が同意した場合においては、定期借家契約に変更することができる。また、定期借家契約が普及すれば、住宅の家賃も減額できるなど、借主にとっても有利である。また、与党における検討の方向性やスケジュールについても公表すべきである。		(社)日本経済団体連合会	86	A	定期借家制度の見直し	既存の借家契約を定期借家に取り替えることができないとが定期借家制度普及のネックとなっている。定期借家契約である旨を明記されれば十分であり、別途書面交付・説明を煩雑にするだけである。借主の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。			良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法第3条、借地借家法第36条、第2項、第36条第5項	法務省民事局 参事官室	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期借家契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する契約とは別に書面を交付の上、説明しなくてはならない(借地借家法第38条第2項)。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法第36条第5項)。		
5057	5057087			z09027	法務省	借地借家法第28条	賃貸人が契約の終了を主張して借主に明渡しを求めるときは、建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の借主に對して財産上の給付をすることを考慮して、正当事由があると認められることが必要とされている。	b	本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員により、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っていることである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行った上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。	旧借地借家法による普通賃貸借契約において、家主が立退きを請求した場合の立退き料については、家主がそれまで得た収入を借主が請求する立退き料が上回る場合があるなど、著しく家主が経済的に不利な状況も起きている。貸ビル業を行う場合、貸主の手元に残る利益は賃料から管理費、借入金、利息、一般管理費その他諸経費を控除した後の残額に過ぎないため、経済的耐用年数が短い立退き料は10年分程度になってしまう。従って、立退き料については、一定の上限を定めるべきである。また、防災面も含めた都市機能の更新や正当事由についての本来の目的や社会的必要性を鑑み、正当事由制について、緊急に廃止あるいは、建替え要件など貸主の権利を一定程度認められる制度改正を行うべきである。更にその、検討の具体的なスケジュールを示すべきである。		(社)日本経済団体連合会	87	A	借地借家法における正当事由制の見直し(新規)	建物賃貸借契約における正当事由制度を廃止すべきである。仮に正当事由制度を存続させる場合においても、立退き料の上限を設定すべきである。なお、立退き料の上限としては、以下の何れかの方法が考えられる。用途別(例:オフィス系は賃料の2年分、商業系は3年分、住居系は1年分)上限、建替目的別(例:全てのテナントの立退き完了後2年以内)に解体工事に着手する場合は上限あり)築年数別(例:築30年以上の建物については上限あり)			借地借家法第28条	法務省民事局 参事官室	上記の通り、更新拒絶に関して裁判所が高額な立退き料を認定していることから、特に都市部において土地機能の更新(建物の建替)の大きな障害となっている上、都市の防災上の観点からも好ましくない状況となっている。不動産の流動化が進んでいる現在、特に開発型流動化案件においては、立退き料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。この点、上限を設定することにより、借主としては上限以内の立退き料を算定し、借主に支払うことで立退きを実現し、かつ裁判所により金額を確定することが可能となる(すなわち迅速な明渡しが可能となる)。借主における正当事由制度は、住宅不足が懸念されていた戦中の中核的16年に立法化された制度であり、借家が十分に存在する現在においては、既に社会的使命を終えている。立退き料が高額なので、結果的に、立退き料目的の不正業者の介入を助長している。		



要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5057	5057194			Z09032	内閣官庁、警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第一	在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。	b		一定の研究者や「技術者」については、所屬先に一定の条件を付した上で在留期間の上限を5年にする措置を取ったところである。なお、更なる高度人材にかかると在留期間の伸長については、在留期間を伸長しても在留管理を適切に行い得る仕組みの構築について、現在、内閣官庁設置された「在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っているところであり、この結果を踏まえて、検討していく必要がある。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の概要(対応策)につき再検討願いたい。「内閣官庁」外国人の在留管理に関するワーキングチーム、や経済財政諮問会議等における検討を経て、一定の研究者や「技術者」について、所屬先に一定の条件を付した上で、在留期間の上限を5年に伸長する措置が講じられたことは評価できる。今後、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者についても、在留期間を5年に伸長するよう、法制上の措置を含め必要な対策を早急に講じて頂きたい。	(社)日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高(不特定な者も少ない)分野の外国人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のマッチング体制の強化に関する議論・検討を行って、在留期間を5年に伸長すべきである。			専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大幅に高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保障の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に議論を得るために検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理庁	出た段階で在留期間が延長される。現在一般の許可で与えられる在留期間は「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 第三次出入国管理基本計画(2005年3月29日決定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済・文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材」に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい環境を構築する必要性が指摘されている」として、在留期間を伸長しても不法就労等の問題を生じさせない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図りたい。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していくとしている。 また、2005年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「(中略)高度人材については、外国人の動労先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、[*]在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討すべき」とある。
5057	5057195			Z09033	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第一	「在留資格」技能は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。「在留資格」企業内転勤も、在留する者が行う活動は、在留活動「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。	c		在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動であり、「企業内転勤」の在留資格をもって行う自然科学分野や人文・社会学分野における知識等を要する活動とはその性質を異にするものであることから、「企業内転勤」の活動に、「技能」の活動を含めることは困難である。		要望者からの以下の再意見。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)における「現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。」との記載を踏まえ、措置の分類をc(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することにつき再検討願いたい。 [要望者再意見] 「日本経済連が受け入れの条件として例示している諸基準(高校卒業若しくはこれと同等程度の中等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上の研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)について、その定義・範囲が不明確」と指摘されているが、理解しがたい。日本経済連の要望は、産業上、特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を柔軟に解釈し、一定以上の日本語能力や技能を有する外国人を受け入れることによつて、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化を目指すものである。折しも、自民党「外国人労働者等特別委員会方針(7月18日)」や、規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(7月31日)においては、専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直しについて提言されているところである。所管省庁は、こうした政府・与党・経済界の広範な意見・要望を踏まえつつ、政府横断的な取り組み体制を整備し、現在は専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて、可及的速やかに「国民的コンセン	(社)日本経済団体連合会	195	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受け入れについて、政府は、技能検定を先送りすることのないよう、期間を明確化した上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格に認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準緩和を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業若しくはこれと同等程度の中等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上の研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、[*]	(*)「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の在留資格「外交」、「公用」を除く)が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項で規定されている。 第三次出入国管理基本計画(2005年3月29日決定)では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に係る人材の受け入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。よつて、わが国としては、研修・技能実習受入者対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成環境の経済協力について、積極的に対応すべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	法務省出入国管理庁	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の在留資格「外交」、「公用」を除く)が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項で規定されている。 第三次出入国管理基本計画(2005年3月29日決定)では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に係る人材の受け入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。よつて、わが国としては、研修・技能実習受入者対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成環境の経済協力について、積極的に対応すべきである。	
5057	5057207			Z09034	法務省	弁護士法第7条第3号、民事訴訟法第54条第1項	「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科せられる。」 「原則として弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。」	c	l	企業グループ内における有償での法務サービスの提供について、弁護士法第7条は現在において合理性、妥当性を有する規定と考えている。最高裁判例の指摘する同条の立法趣旨は現在でも妥当であると考えている。 グループ企業間で法律事務の取扱いであっても同条の規制対象となる。 グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業間関係を作し出さなければ他者の法律事務を取り扱うことが許容されることになる(例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作出した上で行う場合は同条違反にならないことになる)が、これは、当事者その他の関係人の利益の保護や法律秩序の維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当でない。 したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当でない。		以下3種類のサービスを有償で行うことができる。 法を改正すべきである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供	(社)日本経済団体連合会	207	A	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理・財務・総務・人事などの業務については、専任あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。 経営資源の適切な集中によつて企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。 しかし、完全会社であっても、法人格を別にする以上(少なくとも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によつても、会社から報酬を得る具体的な業務に關し法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することとなる。	弁護士法第72条第3号、第77条第3号	法務省	弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条によれば、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。この点については、2005年12月8日に示された法務省の見解によつて、コピー代等の実質は報酬にあたりないこと、また、「法律事務」の要件については、いわゆる事件性の必要要件をめぐるとの方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。 しかし、完全会社であっても、法人格を別にする以上(少なくとも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によつても、会社から報酬を得る具体的な業務に關し法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することとなる。			
5057	5057208			Z09035	法務省	不動産登記規則第181条第2項、不動産登記規則第37条第1項	登記識別情報通知書については不動産登記規則第37条第1項に規定されている事項が、登記完了証については不動産登記規則第181条第2項に規定されている事項が、それぞれ記載されている。	b		登記完了証等の記載内容については、今後、表示すべき登記事項等について検討を行うとともに、平成19年度以降、必要なシステム改修についても併せて検討していく。	必要なシステム改修の検討終了予定時期をお示しいただきたい。	(社)日本経済団体連合会	208	A	電子申請開始登記所から登記完了後に交付される書類の記載内容の改善[新規]	電子申請を開始している登記所から登記完了後に交付される書類において、公簿地積、権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できるよう記載内容を改善すべきである。	不動産登記法改正(2005年3月施行)により、登記申請の方法として、従来の書面申請に加え「電子申請」による方法が認められ、登記所ごとに法務大臣が指定した日からその運用が順次開始されている。 電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種類によらず、以下のとおりとなっている。 登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示・登記識別情報通知書(表示・登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報	不動産登記規則 不動産登記規則	法務省	不動産登記法改正(2005年3月施行)により、登記申請の方法として、従来の書面申請に加え「電子申請」による方法が認められ、登記所ごとに法務大臣が指定した日からその運用が順次開始されている。 電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種類によらず、以下のとおりとなっている。 登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示・登記識別情報通知書(表示・登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057209			209036	法務省	民事訴訟法第132条の10 電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則第1条 電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則第2条	民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	C	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンライン化の対応を可能とする。また、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンライン化の対応を可能とする。また、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンライン化の対応を可能とする。また、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	(社)日本経済団体連合会	209	A	民事訴訟手続における申立て等の全面的なオンライン化(一部新規)	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンライン化の対応を可能とする。また、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンライン化の対応を可能とする。また、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の1第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものについては、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。	民事訴訟法第132条の10、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則、及び、同規則施行細則(民事訴訟規則第1条、第50条、第79-80条、第137条、第219条)	民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の実施は、一部のオンライン化の指定(札幌地方裁判所〔本庁〕に限定されている。またオンラインで申し立てたものであっても、その内容を書面(紙媒体)に出力することが義務付けられているほか、提出を要求される添付書類についても、書面での提出が求められている。	最高裁判所 法務省民事局		
5058	5058001			209037	法務省	区分所有法第251条	区分所有建物の専有部分をリニューアルする場合に、当該専有部分の所有者である区分所有者の合意を要する。 また、共有物に変更を加えるには、民法第251条に基づき、共有者全員の合意を要する。	C	区分所有建物の専有部分をリニューアルする場合に、当該専有部分の所有者である区分所有者の合意を要する。 また、共有物に変更を加えるには、民法第251条に基づき、共有者全員の合意を要する。	区分所有建物においては特別多数決による建替えが認められているにも関わらず、専有部分を含むリニューアルが必要とされていることは、今回の制度として均等に失われているものと考えられるが、貴省の見解如何。また、区分所有建物と共有建物の大規模リニューアルについては、売渡請求権の創設等反対者の権利保護にも配慮した上で、特別多数決原理の導入と権利変換手法の導入が可能かについて、再度御検討いただきたい。	区分所有建物においては特別多数決による建替えが認められているにも関わらず、専有部分を含むリニューアルが必要とされていることは、今回の制度として均等に失われているものと考えられるが、貴省の見解如何。また、区分所有建物と共有建物の大規模リニューアルについては、売渡請求権の創設等反対者の権利保護にも配慮した上で、特別多数決原理の導入と権利変換手法の導入が可能かについて、再度御検討いただきたい。	熊都市問題経営研究所	1	A	既存建物のリニューアルへ多数決原理と権利変換手法の導入	区分所有建物や共有の既存建物について4/5以上の多数の合意により、リニューアルができるよう、法整備が必要である。	既存の区分所有建物は、4/5以上の多数の合意により建替えを行うことが可能であるが、建替えを行わずにリニューアルを行う場合には、共用部分の変更は3/4以上の合意が必要である。その結果、専有部分を含む大規模リニューアルは、全合意による以外方法がなく、現実的にはリニューアルが極めて困難となる。中心市街地には、リニューアルを必要とする区分所有建物が多く存在し、円滑なリニューアルの実施は、中心市街地活性化のために必要であり、そのため多数決原理の導入と共有権等の権利移動を行う権利変換手法の導入が不可欠である。	建築物の区分所有等に関する法律第17条(共用部分の変更)	法務省		マンションの場合は、建替えについての法整備が行われましたが、商業の区分所有建物については、同様に権利変換手法の導入と、大規模リニューアルの場合の法整備が必要で、中心市街地の活性化にとって重要な課題です。	
5062	5062001			209038	総務省、法務省、財務省、厚生労働省	司法書士法第3条第1項第2号、第5号、第73条第1項第11項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰金が科される。	C	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	三木 常照	1	A	法律関連士業の業務制限事項を士業間でのみ権利。若しくは附随法律専門職資格の一元化を講ずる措置。	例えば法人設立・許認可事業を営もうとする場合、会社登記は行政書士、設立届・税務申告は税理士、社員の社会保険労務士等は各士法でそれぞれ主たる業務が定められているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されている業務を付随業務として各士業の相互乗り入れや垣根を低くすること、但し他士法で制限されている「付随業務」のみを受託はこれを認めない。税理士法第51条の2に定められている行政書士も特定の租税に関しては税務書類の作成を可としているのが良い例である。	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎる傾向にある。これは行政の利便性にもたらすものでない。また、民間にも目を向けても細分化された資格を有するものはわが国の特色である。国の進んでいる規制改革に正に逆行している。一方では業務に必要な資格を取得すれば良いとの議論もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのにはコストとデメリットの観点からもあるがコストが上回り国民負担の軽減にはならないからである。	行政書士法第19条、司法書士法第73条、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条	総務省、法務省、財務省、厚生労働省			
5066	5066004			209039	全庁		法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	b	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとした。各省庁の統一した対応については、前向きに検討したい。	「多」の省庁においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているものの、各省庁回答によれば、財務省(平成18年度中実施に向けて検討)、法務省(引き続き検討)、外務省(全庁で統一した対応されれば検討可能)においては債権譲渡禁止特約の解除が未実施であるため、全庁の統一した対応に向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望する。	「多」の省庁においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているものの、各省庁回答によれば、財務省(平成18年度中実施に向けて検討)、法務省(引き続き検討)、外務省(全庁で統一した対応されれば検討可能)においては債権譲渡禁止特約の解除が未実施であるため、全庁の統一した対応に向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望する。	社団法人リース業協会	4	A	国、地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。	全庁、地方自治体				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004			z09040	全省庁	法制審議会令(昭和24年政令第134号/最終改正平成12年政令第305号)	法制審議会において、会議における独立かつ公正な立場からの自由な討論を確保し、審議の過程で知り得た公務上の秘密が漏えいされることを防止する観点から、会議は公開しないこととされている。			審議会又は部会における議事あるいは部会に関する運営については、審議会の自律に委ねられているため(法制審議会令第9条)、当局のみの判断で要望にお応えすることは困難である。会議の非公開は、審議会が定めた法制審議会議事規則第3条に規定されている。			特定非営利活動法人/推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等資料会、税制調査会など)は、財務省のホームページの連日予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアのみ公開したり、国会、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。			全省庁	
5089	5089019			z09041	法務省	会社法160条、会社法施行規則28条、29条	株式会社の株主は、当該会社が特定の株主から自己株式を買い受けることについての通知を受け取った場合には、その会日の5日前(定款で短縮可能)までに当該特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすべきことを請求することができる。			株式会社が特定の株主から自己株式を買い受ける場合において、株主が会社に対し、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては、原則としては、株主総会の日の2週間前(譲渡制限会社であれば1週間前)から株主総会の日の5日前とされているが、当該期間については、各会社がそれぞれの状況に応じて、株主の判断に基づく定款自始によって自由に伸長することが可能であることにかんがみれば、原則的なルールを規制強化の方向で変更すべき旨の要件要望は、規制改革に逆行するものと見做す。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。	生命保険協会	19	A	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。	特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならぬため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。権利を行使できないケースも起き得る。会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買い取り請求期間が確保された定款とできるように促し実現させることは困難である。このため、その他株主が買取を求めるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	会社法第160条第2項、同第3項、同法施行規則第29条	法務省	会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の発送期間は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。	
5090	5090001			z09042	法務省	司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第3項第3号	現在、行政書士用電子証明書については、行政書士が作成することができる添付書面情報に関しては、認められているところである。しかしながら、委任による代理人として申請書情報等への電子署名に使用可能な電子証明書としては、日本認証サービス株式会社、セコムトラストシステム株式会社、株式会社中電シーアイ(中部認証センター)、一般行政手続用電子証明書(日本商工会議所)、日本司法書士会連合会認証サービスの5つの電子証明書を定めている。			司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することとを業とすることはできないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ、登記申請の代理を行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用可能な電子証明書として認めることはできない。		要望者からの次の意見に対し回答願いたい。 「規制改革・改革民間開放推進会議」の「要望」は、実態上における規制事実があるのでその規制改革、撤廃の為に提出しているものです。ところが、法務省の当該回答は、単に司法書士制度の法理論を展開したにすぎない。制度論を聞くために要望を提出したのではないのでそのあたり踏まえて回答いただきたい。 オンライン商業・登記での代理人であるが、司法書士もその一部のみが電子証明書を所持し、申請人側からはどの司法書士がオンライン登記手続が可能なのか選択さえ不可能な状態である。例えば会社設立の手続で、申請人として電子データ作成の代理をさせた行政書士(行政書士用電子証明書にて電子署名)に引き続き設立手続の一環でオンライン登記手続にも代理させると通常、常識的には考えるものである。 申請者側に登記の手続代理は司法書士のみ選択し「規制」しているところが極めて分かりにくく、いる。そもそも商業登記法には代理人規制はない。 また、国を挙げて(重点計画-2006)で登記のオンライン手続の普及を図っているところ、司法書士側はその認識が乏しく、必要とする電子証明書さえ取得していない会員が多すぎる。オンライン登記の普及の阻害要因となりかねない。士業といわれかねない。かかる司法書士のみ代理人として選択し、その規制は国民の利便性から言って弊害である。商業登記規則第百二条第4項により、法務大臣が行政書士用電子証明書を定めるのみで事足りる。法務大臣が定めたことにより国民への負担強化にならないばかりか、登記手続のオンライン普及に寄与するのは間違いないところである。早急に法務大臣が行政書士用	電子申請研究センター	1	B	商業・法人登記手続・オンライン手続に行政書士用電子証明書が利用できるように認めてもらいたい	オンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書は、行政書士用電子証明書を認めていただきたい。特に代理人として手続できる者の電子証明書として認めていただきたい。登記手続でのいわゆる出頭主義は廃止され、オンラインや郵送での手続が可能となっています。登記法上も代理人を特定する規定はありません。どなたも代理人になることができます。行政書士が代理で手続すると違法であり、一般人が代理で手続すると違法という規制が極めて解りにくいシステムとなっています。	現行のオンライン商業・法人登記手続で利用できる民間認証事業における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービスの証明書、司法書士用電子証明書が認められている。これの電子証明書を利用することで、代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業での特定認証業務の電子証明書である「行政書士用電子証明書」も利用できるようになれば、オンライン登記手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性にも資することとなります。既に行政書士は会社設立での電子定款に発起人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、商業・法人登記手続の行政書士への開放について「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。」とあります。この検討の前段において、オンライン商業・法人登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めて、現行法上なら不都合も無いと考えられ、早急に協議をいただきたい。	司法書士法	法務省	平成17年法務省告示第2091号にて、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)第二項第一項の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式に関する省令(平成十三年法務省告示第506十五号)の一部を次のように改正する。とされた。ビジネス認証サービスタイプ1-5(平成15年法務省告示第6号)行政書士用電子証明書が規定された。